

## 神奈川県環境負荷低減農業推進計画

令和5年（2023年）3月31日 策定

令和5年（2023年）12月18日 改定

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 1 神奈川県環境負荷低減農業推進計画について

### (1) 計画の位置付け

本計画は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づく基本計画として、県と市町村が共同で策定するもので、同条第2項各号で定められた項目について定めるものです。

### (2) 関連する主な計画等

本計画は、次の神奈川県の既存計画を活用して策定します。

県及び市町村は、これら既存計画に基づく各種施策との関連を考慮しながら、本計画における環境負荷低減の目標達成を目指します。

<b>&lt;関連する計画の概要&gt;</b>	
別紙1	環境保全型農業推進基本方針 平成30年度(2018年度)改定
別紙2	神奈川県有機農業推進計画 令和5年度(2023年度)改定 計画期間:令和5年度(2023年度)からおおむね5年間
別紙3	神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 令和3年度(2021年度)改定
別紙4	神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 平成27年度(2015年度)改定 計画期間:平成27年度(2015年度)から令和7年度(2025年度)まで
別紙5	神奈川県地球温暖化対策計画 令和3年(2021年)3月改定、令和4年(2022年)3月増補 計画期間:平成28年度(2016年度)から令和12年度(2030年度)まで

### (3) 計画期間

本計画の期間は令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)の9年間とします。なお、本計画は関連施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

## 2 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標の内容

環境負荷低減事業活動とは、農林漁業者が持続性の確保に向けて、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う活動です。

本県において、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標は、次のとおりとします。

目標項目	令和3年度(2021年度)	令和12年度(2030年度) 目標値
有機農業者数	274人	360人
有機農業取組面積	200ha	250ha

### 3 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

本県において、環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のとおりとします。

#### (1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う取組

##### ア 環境保全型農業（別紙1の2(1)及び(2)参照）

- ・ 化学農薬及び化学肥料の使用量の削減（※）
  - ・ 有機物の投入による土づくり（※）
  - ・ 土壌診断を活用した肥料及び土壌改良材の適正な施用
  - ・ 耕種の防除、物理的防除及び生物的防除の積極的な活用
- （※）主要な作物の具体的な生産方式は別紙3を参照。

##### イ 有機農業（別紙2参照）

##### ウ 家畜排せつ物の堆肥利用（別紙4参照）

##### エ バイオマスの活用（別紙5の第2章3(3)ア(イ)②b参照）

#### (2) その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の2の要件に適合し、知事が必要と認める活動

### 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の活用に関する事項

農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林業業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備するため、国はこれらに資する事業を「基盤確立事業」として認定を行います。

本県では、各関係機関などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進します。

- (1) 化学農薬の使用量を削減する防除技術、環境に優しい環境保全型施肥技術などの生産技術を開発します。（別紙1の4(4)参照）
- (2) 有機農業に関する技術開発を進めます。（別紙2の4(4)参照）
- (3) 良質な堆肥の生産を推進します。（別紙4参照）
- (4) 省エネルギー等の技術開発を推進します。（別紙5の第2章3(3)ア(イ)②a参照）

### 5 環境負荷低減事業活動により生産された農産物の流通及び消費の促進に関する事項

本県では、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費を促進するため、環境保全型農業や有機農業により生産された農産物の販路拡大及び消費者理解の促進を図ります。（別紙1の4(3)、別紙2の4(3)参照）

### 6 その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する事項

本県では、環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、3から5に掲げる取組のほか、次の取組を推進します。

- (1) 県と市町村が連携し、地域のモデル的な取組事例の創出、横展開に向けてモデル地区（特定区域）の設定に努めます。

- (2) 県は、環境保全型農業の推進体制を整備し、市町村や関係団体と連携して環境保全型農業の推進に努めます。(別紙1の5参照)
- (3) 輸送に伴うエネルギー消費量とCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、「地産地消」の取組を推進します。(別紙5の第2章3(3)ア(i)②c参照)